

別添 1 地域食肉流通円滑化支援事業

第 1 事業の内容

事業実施主体は、次の事業を自ら実施するとともに、第 2 の 3 の (1) に規定する肉畜集荷集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は理事長が適当と認める者（以下「肉畜集荷集団等」という。）が、自ら 1 及び 2 の取組を実施するのに要した経費について補助する。

1 肉豚集荷円滑化支援

と畜場併設食肉処理施設の稼働率の確保又は維持を図るため、次に掲げる取組を実施する。

- (1) C S F 発生県以外から豚生体を集荷する取組
- (2) 第 2 の 3 の (2) に規定する肉豚の集荷に対する衛生管理等掛かり増し分（臨時的集出荷調整金）を支援する取組

2 県外肉豚集荷防疫体制強化支援

肉豚の集荷による C S F の拡大を防止するため、出荷農家、輸送事業者及び家畜の受け渡しポイント等において行う消毒設備等の整備費を支援する取組

第 2 事業の実施等

1 実施要領の作成

事業実施主体は、第 1 の 1 及び 2 の事業の実施に当たり、肉畜集荷集団等に補助する場合には、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 事業の実施要件等

(1) 肉畜集荷集団

肉畜集荷集団は、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- ア 肉畜集荷集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する全ての事項
 - イ 肉畜集荷集団の事業及び運営に関する事項
 - ウ 畜産振興に関する事項
 - エ その他肉畜集荷集団の目的達成に必要な事項
- (2) 事業の対象となる肉豚
- この事業の対象となる肉豚（豚生体及び豚枝肉）は、CSF発生県以外から集荷された肉豚とする。なお、豚枝肉にあつては、この限りでない。
- (3) 補助対象設備等
- ア 第1の2で導入した対象設備の取扱い
 - この事業の補助対象設備及び整備基準は、別表1のとおりとし、対象設備については、次のとおり取扱うこととする。
 - (ア) 事業実施主体が自ら取得したものは、事業実施主体として会計の処理を行うこととし、肉畜集荷集団等が自ら取得したものは、肉畜集荷集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。
 - (イ) 対象設備を取得する事業実施主体又は肉畜集荷集団等において、家畜の受け渡しポイント等において行う消毒設備に関する計画を作成し、当該計画において、取得する機械の計画上の位置付けを明確にすること。
 - (ウ) 対象設備を取得する事業実施主体又は肉畜集荷集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を肉畜集荷集団等の構成員に行わせる場合にあつては、当該構成員と貸付契約を締結すること。
 - イ 第1の2の事業に係る補助金の返還等
 - 事業実施主体は、導入した機械の処分制限期間内において、肉畜集荷集団等から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、肉畜集荷集団等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、事業実施主体が別に定める額を返還するものとする。
 - (ア) 構成員が経営を中止したとき。
 - (イ) 導入した当該機械が、処分制限期間内に消滅又は消失したとき。
 - (ウ) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
 - (エ) 変更の届出、報告等を怠ったとき。
 - (オ) その他理事長が必要と認めるとき。
- 4 事業の実施期間
- この事業の実施期間は、令和2年度とする。ただし、と畜場併設食肉処

理施設の稼働率がC S F発生以前の水準に回復した場合、又は、養豚業再生計画に基づき都道府県の出荷農場の経営再開が完了した場合には、都道府県の判断により年度の途中で終了するものとする。

第3 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、第1の事業の実施に当たり、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

肉畜集荷集団等は、事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を事業完了後速やかに報告するものとする。

事業実施主体は、事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合

は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

- 5 肉畜集荷集団等は、第1の2の事業により導入した機械（取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）にあつては、導入が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、提出された運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）運営状況報告書を作成し、6月30日までに理事長に報告するものとする。

第5 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの肉畜集荷集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

い。

第6 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第7 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、肉畜集荷集団等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表 1

区分	補助対象設備	整備基準
1 出荷農家及び輸送事業者用	動力噴霧器	1台50万円未満のものに限る。
2 受け渡しポイント用	(1) 噴き上げ車両消毒器 (2) シャワーゲート (3) 荷の積み替え台 (4) 動力噴霧器	(3) は、仮設のものに限る。 (4) は、1台50万円未満のものに限る。

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 肉豚集荷円滑化支援	(1) 豚生体の集荷に必要な輸送経費 (2) 臨時的集出荷調整金	1 / 2 以内 (一頭当たり1,866円を上限とする。) 一頭当たり300円
2 県外肉豚集荷防疫体制強化支援	出荷農家、輸送事業者及び家畜の受け渡しポイント等において行う消毒設備等の整備費	1 / 2 以内
3 地域食肉流通円滑化支援事業の推進	事業実施主体が1及び2の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、指導及び連絡調整等を実施するのに要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添1の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 肉豚集荷円滑化支援				
2 県外肉豚集荷防疫体制強化支援				
3 地域食肉流通円滑化支援事業の推進				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別紙

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 実施計画書

1 肉豚集荷円滑化支援

(単位：円)

肉畜集荷 集団等	事業費	負担区分		頭数	車両 台数	備考
		補助金	その他			
合計						

2 県外肉豚集荷防疫体制強化支援

(単位：円)

肉畜集荷 集団等	対象設備	事業費	負担区分		積算 基礎	備考
			補助金	その他		
合計						

(注) 備考欄には、対象設備の設置場所を記載すること。

3 地域食肉流通円滑化支援事業の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援
事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、地域食肉
等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添1の第4の2の規定に基づき
申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食
肉流通円滑化支援事業）実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書
きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）
について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく地域食肉
等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添1の第4の3の（2）の規定
に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(地域食肉流通円滑化支援事業)について、下記のとおり実施したので、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添1の第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(地域食肉流通円滑化支援事業)実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1: 1~3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2: 3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を()書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度における地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）について、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添1の第4の5の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 運営状況

別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（地域食肉流通円滑化支援事業）運営状況」のとおり

別紙様式第5号の別紙

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業) 運営状況 (令和 年 月 日現在)

肉畜集荷 集団等	対象設備	保管場所	運営状況	備考

【添付書類】

- ・肉畜集荷集団等ごとに作成した運営状況報告書

別紙様式第6号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(地域食肉流通円滑化支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(地域食肉流通円滑化支援事業)補助金について、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添1の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料